

競争参加資格審査申請書の提出要領

今回の申請書の受付は、２０２５年度、２０２６年度及び２０２７年度に当財団が発注する物品等の販売（卸売・小売）又は製造、役務調達、賃貸借契約等の競争参加を希望する者を対象とします。

審査の結果、競争参加資格者として認定されますと、その資格の有効期限は、次の定期の競争参加資格審査に基づく競争参加資格の認定のときまで（２０２８年３月３１日まで）となります。

次の欠格要件に該当する方は、競争参加資格審査申請書を提出できません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 審査の日前３年以内に次の①から⑥の前段までに掲げる行為をした者（法人である場合においては、その役員であった者でその行為について相当の責任を有した者。個人である場合においては、その支配人、法定代理人であった者でその行為について相当の責任を有した者を含む。）及び⑥の後段の者。
 - ① 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 発注者が行う検査又は監督を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 反社会的勢力（平成１９年６月１９日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう）と認められる者。また、「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する誓約について」の内容について誓約をできない者
- (3) 前２項に該当する者が役員である法人
- (4) 第１項及び第２項に該当する者が支配人である個人
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

I. 受付場所、受付期間

1. 定期の競争参加資格の審査にあつては、次のいずれかの方法により受付けます。

① 郵送により申請する場合

区分	提出時期
郵送による申請	2025年 1月 6日 ～ 2025年 2月14日 (当日消印有効)

提出期間内に次の郵送先に申請書類を郵送してください。提出時期を過ぎて郵送により申請された場合は、随時の競争参加資格の審査を行います。

〒135-0042
東京都江東区木場一丁目2番15号
深川ギャザリア ウエスト3棟
一般財団法人 工業所有権協力センター
総務部調達課宛て

② 申請者が持参する方法により提出する場合

提出場所	提出時期
一般財団法人 工業所有権協力センター 総務部調達課	2025年 1月 6日 ～ 2025年 2月14日

後記、Ⅲ. の提出書類の記載内容について説明できる者が持参してください。

締切り間際は混雑が予想されますので、なるべく早めに申請してください。
申請場所、所在地及び電話番号は次のとおりです。

申請場所	所在地	メールアドレス	電話番号
一般財団法人 工業所有権協力センター 総務部調達課	東京都江東区木場 一丁目2番15号 深川ギャザリア ウエスト3棟	chotatsu@ipcc.or.jp	03-6665-7880

2. 随時の競争参加資格の審査にあつては、次のいずれかの方法により受付けます。

① 郵送により申請する場合

2025年2月17日以降（消印）、郵送により申請されたものを受付けます。郵送先は次のとおりです。

〒135-0042

東京都江東区木場一丁目2番15号

深川ギャザリア ウエスト3棟

一般財団法人 工業所有権協力センター

総務部調達課宛て

② 申請者が持参する方法により提出する場合

2025年2月17日以降、次の場所に持参する方法により提出されたものを受付けます（休日、祝日、年末年始を除く）。

【提出場所】

一般財団法人工業所有権協力センター 総務部調達課

東京都江東区木場一丁目2番15号

深川ギャザリア ウエスト3棟

午前 10時00分～11時30分まで

午後 1時30分 ～ 4時00分まで

Ⅱ．受付業種区分

契約の種類	コード	業 種 区 分
(1) 物品等の販売 (卸売・小売) 又は製造	1－(1)	事務用品、事務機器類（ＯＡ機器を含む）
	1－(2)	印刷製本
	1－(3)	電気機器（家電製品類を含む）、通信機器
	1－(4)	その他
(2) 役務の提供	2－(1)	調査・研究
	2－(2)	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス
	2－(3)	運送
	2－(4)	清掃
	2－(5)	賃貸借
	2－(6)	その他

Ⅲ．提出書類

１．提出書類の内容及び提出部数

提出書類は次表のとおりです。詳細については、各提出書類の記載要領に従って作成し、1部提出してください。

なお、書類番号１及び２（競争参加資格審査申請書及び営業所一覧表）について、Excel形式で申請書等を作成した場合には、電子データを総務部調達課メールアドレス（chotatsu@ipcc.or.jp）まで送付してください。

書類番号	提出書類内容	書類内容
1	競争参加資格審査申請書 (製造・物品販売・役務提供等)	様式 1
2	営業所一覧表	様式 2
3	営業経歴書	
4	登記事項証明書 (申請者が法人の場合) 身分証明書 (申請者が個人の場合)	
5	財務諸表類 (審査基準日の直前の基準決算(営業年度)の 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書) なお、申請者が個人の場合はこれに類する書類とする。	

2. 書類の綴じ方

- (1) 提出書類は、前記Ⅲの1.に掲げる提出書類の順に、日本工業規格 A 4 版ファイルに綴じ込んでください。
- (2) ファイルの表紙には必ず次のように記載してください。

(裏表紙)	(背表紙)	(表紙)
(連絡先) 部署名 _____ 氏 名 _____ 電 話 _____	※ 物 ○ ○ 株 式 会 社	2025・2026・2027年度 競争参加資格審査申請書 (申請者) 住所 _____ (フリガナ) 社名 _____

なお、背表紙の※の箇所には、物品等の販売又は製造の場合は「物」、役務の提供の場合は「役」を記載してください。

- (3) 表紙の社名にはフリガナを記載してください。

Ⅳ. 注意事項

- (1) 手書きをする場合はボールペン（色は黒か青）を用いて楷書で明瞭に書いてください。
- (2) 様式の記載に当たっては、競争参加資格の審査申請日現在の事実又は事項を記載してください。
- (3) 証明書類は、提出の直前3か月以内のものとし、提出する場合は、記載事項が鮮明なもので、かつ原寸大のものに限ります。
- (4) 記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の書式で延長するものとします。
- (5) 申請書等に使用する言語は、日本語に限ります。外国語を使用した書類がある場合には、日本語による訳文を添付してください。
- (6) 参加できる競争の範囲は、申請により登録された業種区分に係る契約に限られます。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、又は重要な事項、事実を記載しなかった場合には認定を受けられず、また、認定後その事実が判明した場合には資格の取り消しを行うことがあります。
- (8) 「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する誓約について」に記載の内容について必ずご確認ください。競争参加資格審査申請書の提出いただいた時点で当該内容について誓約いただいたものとみなします。

V. 変更の届出

- (1) 次の各号に掲げる事項に該当することになったときは、当該各号に掲げる関係者は、速やかにその旨を書面（様式は任意）により、一般財団法人工業所有権協力センター 総務部調達課へ提出してください。
 - ① 申請者（代表者）が死亡したときは、その相続人
 - ② 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
 - ③ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
 - ④ 廃業したときは、本人又は役員
- (2) 申請者は、次の各号に掲げる事項について変更があったときは、速やかにその旨を競争参加資格審査申請変更届（様式4）により、一般財団法人工業所有権協力センター 総務部調達課へ提出してください。
 - ① 住所
 - ② 商号又は名称
 - ③ 法人である場合において代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
 - ④ 電話番号及びファクシミリ番号
- (3) 申請者は、上記(2)の変更届を提出するときに、併せて次の各号に掲げる書類を添付してください。
 - ① 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書の謄本（又は抄本）の原本
 - ② 個人の住所及び氏名に係る変更の場合は、住所については住民票の原本、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の原本

VI. 提出書類の記載要領

申請書作成の際は、審査基準日（申請書を提出する日の属する年の1月1日）に注意してください。

ただし、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日とします。

1. 申請書（様式1）

- (1) 「01 1：新規申請／2：継続申請」欄
該当する申請区分を選択してください。
- (2) 「04 適格組合証明」欄（参考）
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合の方は官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
- (3) 「05 法人番号」
法人の場合、13桁の法人番号を記載する。
- (4) 「07 住所」から「10 担当者氏名」までの各欄
 - ① フリガナの欄はカタカナで記載してください。申請書（Excel版）では、

自動入力されますが、入力表記に誤りがある場合には、修正してください。

なお、「07 住所」欄の都道府県名及び「08 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しない。

- ② 「07 住所」欄での丁目、番地は「－（ハイフン）」により省略して記載する。

東 京 都 江 東 区 木 場 1 － 2 － 1 5

- ③ 「08 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いる。

法人 種類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合同 会社	共済 組合	協同 組合
略号	(株)	(有)	(資)	(同)	(共済)	(協組)
法人 種類	一般財 団法人	公益財 団法人	一般社 団法人	公益社 団法人		
略号	(一財)	(公財)	(一社)	(公社)		

- ④ 「09 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字空ける。

財 団 太 郎

- ⑤ 「11 電話番号」欄及び「12 FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いない。

0 3 － 6 6 6 5 － 7 8 8 0

(5) 「13 希望する業種」欄

該当する番号に○印を付す。また、「2. 販売」の場合には、申請者の主な業種、取扱品目により該当する記号（a.卸売，b.小売）に○印を付す。

(6) 「14 希望する営業品目等」欄

受付業種区分における業種区分のコード番号（1－(1)～2－(6)）に○印を付す。

(7) 「15 製造等実績高」の各欄

- ① 「①希望業種区分」欄には、前記Ⅱ.の受付業種区分における業種区分名及びコード番号（1－(1)～2－(6)）を記載する。

- ② 「②基準決算以前の決算」、「③基準決算」及び「④直前2ヶ年間の年

間平均実績高」の各欄には、希望業種区分ごとに、それぞれ実績高（売上高）を記載する。

なお、「③基準決算」とは、基準日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②基準決算以前の決算」とは、直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは、両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。なお、各々の金額については、消費税を含まない額とする。

(8)「16 自己資本額」の各欄

① 「①払込資本金」とは、法人にあっては払込済みの額を、個人にあっては次期繰越資本金を、組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金との合計額をいう。

「②準備金・積立金」とは、法定準備金（資本準備金及び利益準備金）と任意積立金（職手当積立金等）との合計額（ただし、組合にあっては組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の法定準備金及び任意積立金との合計額）をいう。

② 「直前決算時」及び「剰余（欠損）金処分」の各欄については、審査基準日直前の決算により記載し、「決算後の増減額」欄については、当該直前決算確定日から基準日までの間における増減額を記載する。また、外資系企業の場合には「①払込資本金」の合計額の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。

(9)「17 経営状況」の「流動比率」欄

直前1年度分決算によって記載する。なお、比率は小数点第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までの数値を記載する。

(10)「18 外資状況」欄

外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1. 2. 3のいずれか）に○印を付すとともに、【 】内に外国名を、（ ）内に当該国の資本比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（比率100%）」とは、100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは、一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(11)「19 常勤職員の数」欄

申請日において常時雇用している従業員の数（法人にあっては常勤役員の数を含む。個人にあっては事業主を含む。組合にあっては組合の役員と組合員の常勤職員との合計）をそれぞれ記載し、下段に役員又は事業主の数を内数で記載する。

(12)「20 営業年数」欄

「④営業年数」欄には、競争への参加を希望する業種に係る事業の開

始日（２種類以上のときは最も早い開始日）～基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（１年末満切捨て）を記載する。

(13) 「21 設備の額」欄

製造を希望する場合にのみ、次の区分により貸借対照表に掲げられた金額を記載する（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下この項において「規則」という。）の適用がない申請者については、これに準じて記載する）。

ア「①機械装置類」

規則第23条第1項第3号の項目に該当するもの

イ「②運搬具類」

規則第23条第1項第4号及び第5号の項目に該当するもの

ウ「③工具その他」

規則第23条第1項各号のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号以外の各号の項目に該当するもの。

(14) 「22 主要設備の規模」欄

「21 設備の額」欄の記載対象とされた設備の中から、希望する営業品目に係る主要なものの名称、能力及び台数を記載する。

2. 添付書類

(1) 営業経歴書

申請書に記載している営業実績及び営業所の所在状況についての記載を含んだ書類をいう。作成時点は必ずしも基準日以降である必要はないが、基準日前１年以上遡るものであってはならない。

(2) 登記事項証明書又は身分証明書

身分証明書とは、申請者の住所を管轄する市区町村が発行し、同人が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことについての証明書（身分証明書）をいい、申請者が個人の場合に提出する。

(3) 財務諸表類

申請書に記載している直前１年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書（個人にあつては、これらに類する書類であつて営業用資本額に関する書類及び収支計算書）をいう。

VII. 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1)申請時の「07 住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地を記載する。なお、日本国内に連絡先がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2)登記事項証明書及び身分証明書については、証明書等に代えて当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。
- (3)提出する書類について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
- (4)申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

VIII. 申請書提出後の注意事項

申請書提出後、「V. 変更の届出(2)①～④」について変更があった場合は、必ず一般財団法人工業所有権協力センター 総務部調達課に、競争参加資格審査申請書変更届（様式4）を提出してください。変更届の提出は、郵送で結構です。

変更届の記載については、次のことに注意してください。

1. 変更届の宛先は、「一般財団法人 工業所有権協力センター 理事長」です。
2. 変更届には、必ず代表者印を押印し、競争参加資格認定通知書の登録番号も記入してください。
3. 添付書類は、次の書類を添えて提出してください。
 - ①商号又は名称、代表者、組織及び住所等を変更する場合
・登記事項証明書
 - ②合弁の場合
・合併後の登記事項証明書
・合併前の複数社各々の財務諸表類を直前1年間分又はその写し
 - ③営業所の名称、所在地、電話番号及びFAX番号を変更する場合
・変更届のみで添付書類は不要。

※その他不明な点がありましたら、一般財団法人工業所有権協力センター 総務部調達課へお問い合わせください。

T E L 0 3 (6 6 6 5) 7 8 8 0

以 上